

単価契約仕様書

消防局総務部施設課

(担当 菱野、石田(真) 電話 075-212-6648)

件名	(単価契約) 軽油ローリー(消防局) 第4四半期																																					
形状・寸法																																						
予定数量	32, 000L (発注数量は未確定で、実績により増減します。)																																					
契約期間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日																																					
契 約 条 件	<p>1 下記に示す納入場所の地下タンクに、納入すること。</p> <p>2 発注は消防局総務部施設課担当者（以下「担当者」という。）から、電話又はFAXにて発注し、1回の発注単位を2, 000L以上とする。</p> <p>3 発注後3日以内（土日祝日は日数に含まない。）の平日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間は除く）に納入することとし、納入予定日時を事前に通知すること。</p> <p>4 担当者の指示があった場合、代表性状表等を提出し、承認を受けたJIS規格等に適合した自動車用燃料（軽油）を納入すること。</p> <p>5 支払方法にあっては、毎月末日締めで集計し、1か月分ごとに支払う。また、本市会計規則等を十分熟知し、担当者の指示に従い請求すること。</p> <p>6 納入時に接続器具等が必要な場合は受注者の責任において用意すること。</p> <p>7 法令等を遵守し、運搬、納入等に伴う事故、問題等については受注者の責任にて解決すること。</p> <p>8 その他細部事項、疑義等があった場合は、担当者と協議すること。</p> <p>9 受注者は、契約締結後速やかに担当者に連絡し、確認を行うこと。</p> <p>10 納入場所及び予定数量</p> <table><tbody><tr><td>北消防署</td><td>(京都市北区大宮西脇台町17番地の2)</td><td>4, 000L</td></tr><tr><td>上京消防署</td><td>(京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>左京消防署</td><td>(京都市左京区田中西大久保町36)</td><td>4, 000L</td></tr><tr><td>中京消防署</td><td>(京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>東山消防署</td><td>(京都市東山区清水五丁目130番地の8)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>山科消防署</td><td>(京都市山科区西野今屋敷町2番地の10)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>下京消防署</td><td>(京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>右京消防署</td><td>(京都市右京区太秦蜂岡町36番地)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>西京消防署</td><td>(京都市西京区桜原町19)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>伏見消防署</td><td>(京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1)</td><td>4, 000L</td></tr><tr><td>醍醐消防分署</td><td>(京都市伏見区醍醐大構町28)</td><td>2, 000L</td></tr><tr><td>消防活動総合センター</td><td>(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)</td><td>4, 000L</td></tr></tbody></table> <p>11 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があつても、本市は何ら補償しない。</p>		北消防署	(京都市北区大宮西脇台町17番地の2)	4, 000L	上京消防署	(京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398)	2, 000L	左京消防署	(京都市左京区田中西大久保町36)	4, 000L	中京消防署	(京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521)	2, 000L	東山消防署	(京都市東山区清水五丁目130番地の8)	2, 000L	山科消防署	(京都市山科区西野今屋敷町2番地の10)	2, 000L	下京消防署	(京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地)	2, 000L	右京消防署	(京都市右京区太秦蜂岡町36番地)	2, 000L	西京消防署	(京都市西京区桜原町19)	2, 000L	伏見消防署	(京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1)	4, 000L	醍醐消防分署	(京都市伏見区醍醐大構町28)	2, 000L	消防活動総合センター	(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)	4, 000L
北消防署	(京都市北区大宮西脇台町17番地の2)	4, 000L																																				
上京消防署	(京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398)	2, 000L																																				
左京消防署	(京都市左京区田中西大久保町36)	4, 000L																																				
中京消防署	(京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521)	2, 000L																																				
東山消防署	(京都市東山区清水五丁目130番地の8)	2, 000L																																				
山科消防署	(京都市山科区西野今屋敷町2番地の10)	2, 000L																																				
下京消防署	(京都市下京区五条通高倉西入堺町27番地)	2, 000L																																				
右京消防署	(京都市右京区太秦蜂岡町36番地)	2, 000L																																				
西京消防署	(京都市西京区桜原町19)	2, 000L																																				
伏見消防署	(京都市伏見区竹田七瀬川町9番地の1)	4, 000L																																				
醍醐消防分署	(京都市伏見区醍醐大構町28)	2, 000L																																				
消防活動総合センター	(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)	4, 000L																																				

12 契約期間中に揮発油税法を始めとする法令改正が講じられた場合であっても契約単価は変更しない。ただし、請求書の請求額については、法令改正により減ずることとなる金額を差し引いて請求すること。

(請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「法令改正により減ずることとなる金額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。)

※「法令改正により減ずることとなる金額」の算定方法等については、本市と受注者の協議により定めることとする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。